

## 高信頼性 RTOS 「TOPPERS/HRP カーネル及び Safety カーネル」 ユーザサポートサービス約款

### (総則)

第1条 ユーザは、本約款に従い、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）から提供されるユーザサポートサービス（以下「本サービスという。」）を受けるとする。また、機構は、本約款に従い、本サービスにおいて提供する高信頼性 RTOS 「TOPPERS/HRP カーネル及び Safety カーネル」（以下「本ソフトウェア」という。）の非独占的な使用をユーザに許諾するものとする。

### (著作権)

第2条 本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は、機構を含む著作権者に帰属する。

2 本ソフトウェアとともに提供されるユーザマニュアル等の関連文書及びサンプルコードの著作権は、機構に帰属する。

### (ユーザサポートサービス内容)

第3条 ユーザは、次の号に定める機構が行うユーザサポートサービス（以下「本サービス」という。）を受けることができる。

- (1) 本ソフトウェアのソースコード（更新版を含む）の提供
- (2) 本ソフトウェアのユーザマニュアル等の関連文書（更新版を含む）の提供
- (3) 本ソフトウェアのバグ情報及びパッチ（部分的な修正）の提供
- (4) ユーザサポート用ホームページの利用

### (利用の申込み)

第4条 ユーザは、別添「高信頼性 RTOS 「TOPPERS/HRP カーネル及び Safety カーネル」ユーザサポートサービス申込書」（以下「申込書」という。）及び「ユーザ登録書」（以下、登録書という。）に必要事項を記入のうえ、本サービス申込み時に機構に提出しなければならない。

- 2 ユーザは、機構が求める時期に機構に登録書を提出しなければならない。
- 3 ユーザは、本社所在地、商号、利用事業所所在地の変更、合併または事業譲渡等による本サービスにかかる利用権の移転、その他申込書または登録書記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更を反映し、機構に提出しなければならない。

### (目的外利用の禁止)

第5条 ユーザは、機構の書面による事前の同意を得ずに、本サービス及び本ソフトウェアについて、申込書に定める目的外に利用してはならない。

2 ユーザが前項による義務に違反したことにより、機構に損害が生じた場合、機構は

ユーザに対し、通常生じうる損害または債務者の予見しうる特別な損害の賠償を請求することができる。

(再使用权の許諾等)

第6条 ユーザは、機構の書面による事前の同意を得ずに、第三者に対して本サービス及び本ソフトウェアの再使用权を許諾することはできない。

2 ユーザは、本条1項に基づいて第三者に再使用权の許諾をするとき、第三者に本約款を遵守させなければならない。

3 ユーザが前2項による義務に違反したことにより、機構に損害が生じた場合、機構はユーザに対し、通常生じうる損害または債務者の予見しうる特別な損害の賠償を請求することができる。

(改変後のソフトウェアの著作権の帰属等)

第7条 ユーザは、申込書に定める利用目的に使用する場合または機構の書面による事前の同意を得た場合に限り、本ソフトウェアを変更し、本ソフトウェアの全部もしくは一部をユーザの他のソフトウェアに結合し、または、組み込むこと(以下、「改変」という。)ができる。なお、改変後のソフトウェアにも、本約款が適用される。

2 本ソフトウェアが改変されたときの、当該改変部分の著作権の帰属は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該改変部分が本ソフトウェアと分離可能な著作物と認められ、機構が単独で当該改変部分を作成したとき、機構が単独で著作権を有する。

(2) 当該改変部分が本ソフトウェアと分離可能な著作物と認められ、ユーザが当該改変部分を作成したとき、以下のとおりの帰属とする。

イ 当該改変部分が本ソフトウェアの一部を改変することなく作成され、本ソフトウェアに追加されたとき、ユーザが単独で著作権を有する。

ロ 当該改変部分が本ソフトウェアの一部を改変して作成されたとき、機構を含む著作権者及びユーザが著作権を共有する。

(3) 機構及びユーザが共同で作成した場合は、機構及びユーザが貢献度合いに応じて著作権を共有し、機構及びユーザは別途協議のうえ当該権利の持分を定める。

(4) 当該改変部分が本ソフトウェアと分離不可能なとき、改変者が機構の場合は本項2号イと同様に、その他の場合は前号に準じて著作権の帰属を定める。

(本サービスの利用により得られた知的財産権)

第8条 本サービスの利用によりユーザが得た知的財産権については、ユーザに帰属するものとする。ただし、機構の貢献の度合いその他の事由により、これを機構と共有することが適当と認められる場合は、両者協議のうえ持分等を決定する。

(技術情報の提供)

第9条 ユーザは、本ソフトウェアに異常を発見したときは、機構に情報を提供しなければならない。

- 2 機構は、前項に基づきユーザから提供された情報を、MPU/RTOS 連絡会の構成員に対し開示することができる。
- 3 ユーザは、機構が行う諸問題の原因を特定するための調査に対し協力しなければならない。

(免責)

第10条 ユーザは、機構または MPU/RTOS 連絡会の構成員の故意または重過失による場合を除き、機構または MPU/RTOS 連絡会の構成員に対し、本サービスの提供に関してユーザに生じた損害の賠償を請求することができない。なお、損害には、本サービスの利用が第三者の知的財産権・人格権その他一切の第三者の権利を侵害すること、本ソフトウェアにプログラミング上の瑕疵があること、及び、本サービスを利用した結果が特定の品質、機能、商業的価値を有しないことを含むものとする。

- 2 ユーザは、本サービスの利用により第三者の権利を侵害するものとして何らかの請求または訴えが提起されたときは、自己の責任と費用をもって処理をするものとする。

(侵害の排除)

第11条 ユーザは、本ソフトウェアまたは本ソフトウェアにかかる著作権人格権（以下「本件著作権人格権」という。）が第三者により侵害された事実を発見したときは、機構に対し、情報を提供しなければならない。

- 2 ユーザは、機構が本件著作権人格権の侵害者・使用者に対して警告・差止請求訴訟等を提起する場合には、協力しなければならない。

(関連知的財産等)

第12条 ユーザは、本ソフトウェアの使用の結果得られた技術が産業財産権の対象となり得ると認められるときは、遅滞なくその旨を記載した書類を機構に提出するものとする。

- 2 機構及びユーザは、前項の技術の取扱いについて協議し、決定するものとする。

(技術情報の取扱い)

第13条 ユーザは、本サービスの利用の結果得られた技術情報を第三者に開示または公開しようとする場合は、機構の書面による事前の同意を得なければならない。

- 2 機構及びユーザは、前項の技術情報の取扱いについて協議し、決定するものとする。

(秘密の保持)

第14条 機構、MPU/RTOS 連絡会の構成員及びユーザは、本サービスの利用期間中及び利用終了後、本サービスの利用に関して相手方より得られた技術上・営業上の情

報を秘密扱いとし、相手方の書面による事前の同意を得たものを除き、第三者に漏洩または開示してはならない。

- 2 ユーザは、機構から開示された秘密情報を、自己の役員または従業員であっても、申込書に定める利用目的のために知る必要のある者以外に漏洩または開示してはならない。
- 3 前2項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りではない。
  - (1) 相手方から知得する以前に既に公知であるもの。
  - (2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。
  - (3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したものの。
  - (5) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。
  - (6) 裁判所命令もしくは法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを相手方に直ちに通知する。
- 4 ユーザは、本サービスの利用において、セキュリティに関する機構の規程に準じた措置を講じるものとし、機構の指示に従わなければならない。
- 5 ユーザが前3項による義務に違反したことにより機構に損害が発生した場合、機構はユーザに対し、通常生じうる損害または債務者の予見しうる特別な損害の賠償を請求することができる。

(平和目的)

- 第15条 ユーザは、本サービス及び本ソフトウェアを、平和の目的に限り利用しなければならない。
- 2 ユーザは、最終利用者またはこれに準ずる者（一次ユーザを含む）に対し、前項に定める義務を義務付けなければならない。

(輸出管理等)

- 第16条 ユーザは、本ソフトウェアを輸出または非居住者に提供する場合、外為法その他の法令に従い、必要な措置を講じなければならない。
- 2 ユーザは、本ソフトウェアを輸出または非居住者に提供する場合には、あらかじめ機構に通知を行わなければならない。
  - 3 機構は、前2項に定めるユーザの義務の履行を確認するため、必要な措置を講ずることができる。

(債権譲渡禁止)

- 第17条 ユーザは、機構の書面による事前の同意を得ずに、本サービスに関する債権債務の全部または一部を譲渡し、または担保物権を設定してはならない。

(解除)

第18条 機構は、次の各号に定める場合、本サービスを解除することができる。

- (1) ユーザが、本約款に定める内容に違反したとき。
  - (2) ユーザが機構の信用もしくは機構の本サービスの価値を毀損し、またはそれらのおそれがあるとき、不正行為をしたときなど信頼関係破壊行為を行ったとき。
  - (3) ユーザが破産または民事再生等の手続の申立を受け、または自ら申立てたとき。
  - (4) ユーザが仮差押、強制執行、競売等の申立、または手形の不渡り、手形交換所の取引停止処分、もしくは租税公課の滞納処分を受け、またはこれらの申立またはこれらの処分を受ける程にその財産状況が悪化したとき。
- 2 機構は、事前の通知により本サービスを終了することができる。
- 3 前2項によりユーザに生じた損害について、ユーザは機構に対し損害賠償を請求することができない。

(有効期間)

第19条 本サービスの有効期間は、前条に基づき本サービスを解除した場合を除き、第4条1項に規定するユーザの申込みを機構が承諾した日から当該年度末日までとする。ただし、双方のいずれかから書面による更新しない旨の意思表示がなされない限り、本サービスは同一の内容でさらに1年間延長し、以後同様の扱いとする。

- 2 前項に関わらず、第10条(免責)、第14条(秘密保持)、第16条(輸出管理等)、第20条(合意管轄)については本サービス終了後も有効とする。

(合意管轄)

第20条 本サービスの利用に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を専属的合意管轄とする。

(協議)

第21条 機構及びユーザは、本約款の条項に疑義が生じたとき、または、本約款に定めのない事項が生じたときは、協議のうえこれを解決するものとする。

(適用日)

第22条 本約款は、平成25年10月1日以降のユーザサポートサービスに適用する。

以上